

# 「ぜんちのあんしん保険」の保障内容と保険料

重症心身障がいの方（重度の知的障がいと重度の肢体不自由の重複障がいの方で、自立歩行ができない方）は、新A-1（ベーシックプラン）でのご加入となります。

プラン名	新A-1 ベーシックプラン	新A-2 おすすめプラン	新B-2 入院重点プラン	新C-3 充実保障プラン	
ご加入いただける被保険者の年齢	満5歳～満74歳	満5歳～満74歳	満5歳～満64歳	満5歳～満64歳	
万のとき	病気やケガで死亡したとき (死亡保険金)	10万円	10万円	120万円	
	特定疾病で死亡したとき (特定疾病死亡保険金) <sup>※1</sup>	10万円	10万円	10万円	
	ケガで特定重度障害状態になったとき <sup>※2</sup> (特定重度障害保険金)	10万円	10万円	120万円	
病気・ケガのとき	特定疾病以外の病気・ケガで入院したとき (入院保険金)	1日につき 5,000円 <small>1回の入院につき30日限度</small>	1日につき 7,000円 <small>1回の入院につき30日限度</small>	1日につき 8,000円 <small>1回の入院につき60日限度</small>	1日につき 10,000円 <small>1回の入院につき60日限度</small>
	病気やケガで入院したとき (特定疾病入院保険金) <sup>※1</sup>	1日につき 3,000円 <small>1回の入院につき30日限度</small>	1日につき 3,000円 <small>1回の入院につき30日限度</small>	1日につき 3,000円 <small>1回の入院につき30日限度</small>	1日につき 3,000円 <small>1回の入院につき30日限度</small>
	入院保険金を支払われたとき(入院一時金)	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
	公的医療保険対象の手術を受けたとき <sup>※2</sup> (手術保険金)	10,000円	20,000円	40,000円	50,000円
	ケガで通院したとき (傷害通院保険金)	1日につき 2,000円 <small>1回の事故につき30日限度</small>	1日につき 3,000円 <small>1回の事故につき30日限度</small>	1日につき 3,000円 <small>1回の事故につき30日限度</small>	1日につき 3,000円 <small>1回の事故につき30日限度</small>
トラブルのとき	被害事故が生じたとき <sup>※2</sup> (権利擁護費用保険金)	弁護士に法律相談したとき (法律相談費用)	5万円 までの実費	5万円 までの実費	5万円 までの実費
		弁護士に委任したとき (弁護士委任費用)	100万円 までの実費	100万円 までの実費	100万円 までの実費
		弁護士に接見を依頼したとき (接見費用)	1万円 までの実費	1万円 までの実費	1万円 までの実費
	他人の物を壊したり、ケガをさせたとき 【加害事故解決保険金(ぜんち共済の個人賠償責任保険金)】	1,000万円 までの実費	1,000万円 までの実費	1,000万円 までの実費	1,000万円 までの実費
<b>New!</b> 東京海上日動の示談代行サービス付き 個人賠償責任保険金 <sup>※4</sup> <small>(一時払 1,500円<sup>※3</sup>)</small>	国内:5億円 国外:1億円	国内:5億円 国外:1億円	国内:5億円 国外:1億円	国内:5億円 国外:1億円	
合計保険料	【月払の場合】(一か月にお支払いいただく保険料) <sup>*</sup> <small>*初回保険料には、東京海上日動の示談代行サービス付き個人賠償責任補償の保険料相当分を一括で請求いたします。 2か月目以降は、当該補償を除いた保険料相当分を分割請求いたします。</small>	1,600円 <small>(初回保険料のみ 3,100円<sup>※3</sup>)</small>	2,000円 <small>(初回保険料のみ 3,500円<sup>※3</sup>)</small>	3,000円 <small>(初回保険料のみ 4,500円<sup>※3</sup>)</small>	4,000円 <small>(初回保険料のみ 5,500円<sup>※3</sup>)</small>
	【年払の場合】(1年間にお支払いいただく保険料) <sup>※3</sup>	18,500円	23,500円 <sup>※3</sup>	33,500円 <sup>※3</sup>	43,500円 <sup>※3</sup>

**必ずお読みください**

- 次の場合には、保険金のお支払い対象となりません。  
○責任開始日以前に発病(特定疾病を除く)、または責任開始日以前に受傷したケガが原因で入院した場合。  
○入院の原因となった疾病(特定疾病を除く)またはケガが、責任開始日以前に発病(特定疾病を除く)または受傷していたものと、医学的に重要な因果関係にある場合。  
○精神疾患(例:統合失調症、うつ病、適応障害など)により入院した場合。 ○契約前から入院中である場合、または契約前に入院治療の予定が決まっている場合。  
●保険期間内(1年間)にお支払いできる入院保険金、特定疾病入院保険金、入院一時金、手術保険金、傷害通院保険金の合計額は80万円までとなります。  
●保険期間内(1年間)にぜんち共済でお支払いできる全ての保険金の合計額は1,000万円までとなります。  
詳しくは、「ご契約に際しての重要事項」[約款]をご覧ください。

- ※1 特定疾病とは・・・精神遅滞、発達障がい、ダウン症、てんかんをいいます。特定疾病死亡保険金・特定疾病入院保険金は責任開始日から30日間はお支払いしません。
- ※2 「特定重度障害状態」、「公的医療保険対象の手術」「被害事故」についての詳細は約款をご覧ください。
- ※3 東京海上日動の示談代行サービス付き個人賠償責任補償保険料(1,500円)は、上記の合計保険料に含まれております。
- ※4 東京海上日動の示談代行サービス付き個人賠償責任補償部分について、ご不明な点がある場合や、上記以外のプランをご希望の場合は、直接ぜんち共済までお問い合わせください。